			$AC_{24}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号AE_{23}の次に次のように加える。

			$AE_{24}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号AF_n中「地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式の符号AG_{23}の次に次のように加える。

			$AG_{24}=0.007$

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号AH_n中「及び平成23年度」を「並びに平成23年度及び平成24年度」に改め、同号算式の符号AI_{23}の次に次のように加える。

			$AI_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号AJ_n中「平成23年度において財源対策」を「平成23年度及び平成24年度において財源対策」に、「及び平成23年度」を「並びに平成23年度及び平成24年度」に改め、同号算式の符号AK_{23}の次に次のように加える。

			$AK_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第二号算式中「$\sum_{n=4}^{15}$」を「$\sum_{n=5}^{15}$」に、「$\sum_{n=4}^{13}$」を「$\sum_{n=5}^{13}$」に、「$\sum_{n=11}^{23}$」を「$\sum_{n=11}^{24}$」に「172,000円」を「169,000円」に改め、同号算式の符号B_n中「（ただし、平成４年度にあつては、臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの、総務大臣の指定する充当の率が90パーセントのもののうち弾力的運用分として許可された部分以外のもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の許可額とする。）」を削り、同号算式の符号C_4を削り、同号算式の符号C_5ア中「0.014」を「0.013」に改め、同号算式の符号C_{11}ア中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号E_4を削り、同号算式の符号中「$I_{15}=0.035$」を「$I_{15}=0.034$」に、「$I_{17}=0.035$」を「$I_{17}=0.034$」に、「$K_{13}=0.015$」を「$K_{13}=0.014$」に、「$M_{13}=0.014$」を「$M_{13}=0.013$」に改め、同号算式の符号N中「、昭和47年度において発行を許可された地方債のうち地方税の減収に伴うものとして1.000から別表第３の９に定める率を控除した率を乗じて得た額に相当するもの」を削り、同号算式の符号O_n中「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に、「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{19}=0.032$」を「$P_{19}=0.031$」に、「$P_{21}=0.008$」を「$P_{21}=0.033$」に改め、同号算式の符号P_{23}の次に次のように加える。

			$P_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{23}$」を「$\sum_{n=11}^{24}$」に、「6,100円」を「6,090円」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号C_5中「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の符号中「$D_{19}=0.032$」を「$D_{19}=0.031$」に、「$D_{21}=0.008$」を「$D_{21}=0.033$」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の符号D_{23}の次に次のように加える。

			$D_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{23}$」を「$\sum_{n=11}^{24}$」に、「5,980円」を「5,930円」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号C_5中「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号中「$D_{19}=0.032$」を「$D_{19}=0.031$」に、「$D_{21}=0.008$」を「$D_{21}=0.033$」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{23}の次に次のように加える。

			$D_{24}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第四号算式中「67,900円」を「66,400円」に改め、同号算式の符号中「$C_{11}=0.0274$」を「$C_{11}=0.0269$」に、「$C_{12}=0.0268$」を「$C_{12}=0.0264$」に、「$C_{13}=0.0272$」を「$C_{13}=0.0268$」に、「$C_{15}=0.0279$」を「$C_{15}=0.0275$」に、「$C_{16}=0.0280$」を「$C_{16}=0.0277$」に、「$E_6=0.0154$」を「$E_6=0.0152$」に、「$E_7=0.0150$」を「$E_7=0.0149$」に、「$E_8=0.0206$」を「$E_8=0.0204$」に、「$E_9=0.0197$」を「$E_9=0.0195$」に、「$E_{10}=0.0193$」を「$E_{10}=0.0192$」に、「$E_{11}=0.0256$」を「$E_{11}=0.0254$」に、「$E_{12}=0.0246$」を「$E_{12}=0.0244$」に、「$E_{13}=0.0248$」を「$E_{13}=0.0245$」に、「$E_{14}=0.0232$」を「$E_{14}=0.0230$」に、「$E_{15}=0.0279$」を「$E_{15}=0.0275$」に、「$E_{16}=0.0280$」を「$E_{16}=0.0277$」に改める。

第十二条第五項の表都道府県の項第五号算式中「$\sum_{n=18}^{23}$」を「$\sum_{n=18}^{24}$」に、「48,000円」を「50,100円」に改め、同号算式の符号中「$C_{18}=0.0690$」を「$C_{18}=0.0680$」に、「$C_{19}=0.0680$」を「$C_{19}=0.0670$」に、「$C_{20}=0.0680$」を「$C_{20}=0.0670$」に、「$C_{21}=0.0150$」を「$C_{21}=0.0570$」に改め、同号算式の符号C_{23}の次に次のように加える。

			$C_{24}=0.0060$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式を次のように改める。

			算式 $\dfrac{B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45+G\times}{0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+\sum_{n=15}^{24}(K_n\times L_n)+}$ $\dfrac{\sum_{n=11}^{24}(M_n\times N_n)+\sum_{n=15}^{24}(O_n\times P_n)+\sum_{n=11}^{24}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{24}}{116{,}000円\times A}$